

○ もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 実証事業の実施 （略）</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 手続等（第1の1の（1）、（2）及び（4）の事業） （1）事業実施計画の承認等 ア・イ （略） ウ （略） （ア）～（オ） （略） （カ）事業実施者及び所有者等が適格性を有していること。 また、事業実施者及び所有者等が本実証事業の趣旨を理解し、水産庁による本事業の成果等情報の利用に同意していること。なお、過去に本事業の利用実績を有する者である場合は、<u>実施計画の申請のあった日から過去5年間において本要領等の規定に反する行為を行っていないこと。</u> （キ） （略） <u>（ク）実施計画の申請のあった日から過去1年間において漁業に関する法令の違反に係る刑事罰又は行政処分を受けていないこと。</u> <u>（ケ）実施計画の申請のあった日から過去1年間において海事関係法令（海上交通の安全の確保を目的とした「海上</u></p>	<p>第1 実証事業の実施 （略）</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 手続等（第1の1の（1）、（2）及び（4）の事業） （1）事業実施計画の承認等 ア・イ （略） ウ （略） （ア）～（オ） （略） （カ）事業実施者及び所有者等が適格性を有していること。 また、事業実施者及び所有者等が本実証事業の趣旨を理解し、水産庁による本事業の成果等情報の利用に同意していること。なお、過去に本事業の利用実績を有する者である場合は、<u>事業実施計画の申請のあった日から過去5年間において本要領等の規定に反する行為を行っていないこと。</u> （キ） （略） （新設） <u>（ク）過去1年間に海事関係法令（海上交通の安全の確保を目的とした「海上交通安全法」、「船舶法」、「船舶安</u></p>

交通安全法」、「船舶法」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の法令をいう。)違反による死亡災害が発生していないこと。

(コ) (略)

エ (略)

(2) (略)

7-2 手続等(第1の1の(3)の事業)

(1) 転換計画の承認等

ア

イ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業に参加する漁業者ごとに別記様式第1-2号による転換計画を作成し、事業実施者の主たる事業場が属する都道府県(以下「管轄都道府県」という。)及び事業主体を経由の上、水産庁に提出し、その承認を受けるものとする。

ウ (略)

(ア)～(ク) (略)

(ケ) 転換計画の申請のあった日から過去1年間において漁業に関する法令の違反に係る刑事罰又は行政処分を受けていないこと。

(コ) 転換計画の申請のあった日から過去1年間において海事関係法令(海上交通の安全の確保を目的とした「海上交通安全法」、「船舶法」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の法令をいう。)違反による死亡災害が発生していないこと。

(サ) (略)

全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の法令をいう。)違反による死亡災害が発生していないこと。

(ケ) (略)

エ (略)

(2) (略)

7-2 手続等(第1の1の(3)の事業)

(1) 転換計画の承認等

ア (略)

イ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業に参加する漁業者ごとに別記様式第1-3号による転換計画を作成し、事業実施者の主たる事業場が属する都道府県(以下「管轄都道府県」という。)及び事業主体を経由の上、水産庁に提出し、その承認を受けるものとする。

ウ (略)

(ア)～(ク) (略)

(新設)

(ケ) 過去1年間に海事関係法令(海上交通の安全の確保を目的とした「海上交通安全法」、「船舶法」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」等の法令をいう。)違反による死亡災害が発生していないこと。

(コ) (略)

- エ (略)
(2) (略)

【別添4】

事業の管理に要する人件費の算定等の適正化について

(略)

1. 事業に係る人件費の基本的な考え方

- (1) (略)

※1 時間単価

時間単価については、2に示す実績単価による算定方法により、事業従事者ごとに算出する。また、時間単価は交付決定時に算出するものとし、原則として補助金等の額の確定時に変更することはできない。

ただし、以下に掲げる場合は、補助金等の額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された場合等）
- ・交付先における出向者の人件費の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴

- エ (略)
(2) (略)

【別添4】

事業の管理に要する人件費の算定等の適正化について

(略)

1. 事業に係る人件費の基本的な考え方

- (1) (略)

※1 時間単価

時間単価については、2に示す実績単価による算定方法により、事業従事者ごとに算出する。また、時間単価は交付決定時に算出するものとし、原則として補助金等の額の確定時に変更することはできない。

ただし、以下に掲げる場合は、補助金等の額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された場合等）
- ・交付先における出向者の人件費の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

い、交付先において賃金改定をした場合であって、実施中の補助事業に適用される時間単価が適当でないと認められるときは、別途交付先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、交付先との協議は、事業完了予定年月日まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

- ※2 (略)
- (2) (略)

2. 実績単価による算定方法

(略)

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法
原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

- ・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績を用いるものとする。ただし、中途採用、雇用形態の変更等により前年又は前年度若

- ※2 (略)
- (2) (略)

2. 実績単価による算定方法

(略)

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法
原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

- ・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、前年支給実績を用いるものとする。ただし、中途採用、雇用形態の変更等により前年支給実績による算定が困難又は不適當な場合

しくは直近1年間の支給実績による算定が困難又は不適当な場合は、別途交付先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

- ・年間総支給額は、給料（基本給等）、諸手当（管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当、期末手当等）及び賞与のうち、補助対象経費とされているものの年間合計額とし、時間外手当及び福利厚生面で補助として支給されているもの（食事手当等）は除外する（以下同じ。）。
- ・年間法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分のうち、補助対象経費のみを対象とする（以下同じ。）。
- ・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間の営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法（略）

○管理者等の時間単価の算定方法（略）

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について（略）

は、別途交付先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

- ・年間総支給額は、給料（基本給等）、諸手当（管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当、期末手当等）及び賞与のうち、補助対象経費とされているものの年間合計額とし、時間外手当及び福利厚生面で補助として支給されているもの（食事手当等）は除外する（以下同じ。）。
- ・年間法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分のうち、補助対象経費のみを対象とする（以下同じ。）。
- ・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法（略）

○管理者等の時間単価の算定方法（略）

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について（略）

附 則（令和8年4月7日付け7水推第1649号）

この通知は、令和8年4月7日から施行する。